相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市古野上町一四番、最後の住所山口県岩国市横山三丁目八番一〇号

被相続人　亡　吉岡　幹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十三日

事務所山口県岩国市平田四丁目一一番三六号平田ハイツ一階

相続財産管理人　弁護士　白木健太朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県坂出市文京町一丁目三五八〇番地一二、最後の住所香川県坂出市加茂町一二九〇番地牛の子団地　被相続人　亡　香川百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十三日

事務所香川県善通寺市上吉田町三丁目四番五号　仙頭・前原司法書士合同事務所

相続財産管理人　司法書士　前原　裕輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県美祢市大嶺町東分一八五九番地二、最後の住所北九州市小倉北区大門二丁目一番二〇号大門ビル六〇三号

被相続人　亡　田邊　泰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十三日

北九州市門司区港町六番五号ＫＡプラザ３Ｆ

相続財産管理人　河喜多　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市壺屋一丁目三七番地、最後の住所沖縄県那覇市寄宮三丁目一八番六―三〇六号　被相続人　亡　髙江洲千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十三日

沖縄県沖縄市松本三丁目一番三号久田ビル二〇三号

相続財産管理人　弁護士　島田　考人

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六ヶ月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成三十年二月二十三日

左記代理人　一般社団法人日本家畜商協会

代表理事　江藤　拓

一、住所、氏名　秋田県横手市雄物川町二井山字二井山一三一、大塚　悟

一、住所、氏名　千葉県茂原市本小轡四四六の二、白井　秀人

一、住所、氏名　千葉県南房総市和田町下三原八四五、中山　隆雄

一、住所、氏名　千葉県市原市牛久五五五、山崎　満

一、住所、氏名　岐阜県各務原市那加桜町一の一〇六、宇野　昇

一、住所、氏名　岐阜県郡上市白鳥町大島一三一二の九、岩田　勉

一、住所、氏名　兵庫県丹波市山南町北和田一〇六一、板野　秀雄

一、住所、氏名　兵庫県丹波市柏原町大新屋一一九四の六四、横野惠美子

一、住所、氏名　徳島県阿波市市場町香美字渡一四二、竹内　徳二

一、住所、氏名　宮崎県串間市都井四六五〇、井手　範明

一、住所、氏名　宮崎県串間市北方六四七八、坂藤富士男

一、住所、氏名　鹿児島県霧島市溝辺町有川三四九、菊浦　明治

一、住所、氏名　鹿児島県霧島市溝辺町竹子一七一七、別府　清臣

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市下高隈町九八九、川原田兼雄

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市串良町有里八五九一、福田　瑞穂

一、住所、氏名　鹿児島県鹿屋市串良町岡崎三〇一六の三、藤本　義博

右記の者取戻し保証金の額　各二万円也

一、住所、氏名　千葉県佐倉市太田二〇五六、株式会社細谷コーポレーション　代表取締役　細谷　周三

右記の者取戻し保証金の額　一〇万円也

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年２月23日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東京建物不動産販売株式会社　②国土交通大臣(10)2885　③代表取締役　加茂正巳　④東京都中央区八重洲１―４―16東京建物八重洲ビル９・１０階　廃止した従たる事務所　東京都港区白金１丁目４―12白金フィールズ202号室　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区八重洲一丁目４番16号　東京建物不動産販売株式会社　代表取締役　加茂正巳

①有限会社オーシャン　②大阪府知事(3)51239　③代表取締役　廣﨑康彦　④大阪府大阪市中央区瓦屋町二丁目18番１―703号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区瓦屋町二丁目18番１―703号　有限会社オーシャン　代表取締役　廣﨑康彦

任意清算公告

当社は、平成二十九年十二月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年二月二十三日

宮崎県宮崎市大塚町柳ケ迫三八二六番地七

合資会社倉松

代表社員　倉松　郁夫

債権申出の公告（第一回）

当法人は、昭和二十七年十月三日付で宗教法人法附則第十七項の規定により解散しましたが、平成三十年一月二十五日、東京地方裁判所より、当職が清算人に選任されました（平成二十九年（チ）第四十八号）。

当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月二十三日

東京都墨田区東駒形三丁目一五番一〇号

宗教法人桃青寺

清算人　弁護士　小山　哲

連絡先　東京都新宿区須賀町三―一八第二宿谷ビル二〇一　小山法律事務所